

細井 浩志（日本史学）

古代の天文異変と史書

本論文は、主として従来の日本史学分野で利用されることが少なかった古天文学・暦学の成果を利用して、古代日本の官撰史書（国史）編纂に関わる諸問題を解決しようとした研究である。

序章では、古天文学と『続日本紀』以下の国史編纂、および律令国家による文書管理に関する先行研究を整理しつつ、本書の研究視角を示した。

第Ⅰ部は、天文異変記事を素材として六国史と『新国史』の編纂を考察した章を、時期の順に編成したものである。第一章では、中国暦法採用の政治史的意味と、暦法採用の裏付けとなる日本の暦算技術水準の変遷を明らかにし、国史の暦日干支と暦法とが齟齬する原因は、国史原史料のあり方に由来するとした。第二章では、『続日本紀』の祥瑞・日食・天文記事を検討して、採用基準を明らかにした。また同書自然記事は、全般的には編者が恣意的に歪曲していないとの見通しを得た。第三章では、天文記事を主たる素材に『続日本紀』を検討し、8世紀律令国華の記録保存の実態と、同書の史料的構造を示した。第四章では、9世紀律令国家の記録管理状況を、国史や他史料の天文記事、日・唐の月食記録の比較検討を通して解明し、国史原史料としての内記局の記録を積極的に評価した。第五章では、私撰国史『日本紀略』後篇の史料的構造を、天文・地震記事を通して検討した結果、外記関係者をその編者に擬する通説に疑問を呈するとともに、実態が不明であった最後の官撰国史『新国史』の編纂過程の見通しを得た。また国史編纂の発議が行われる政治的状況についても言及した。

第Ⅱ部は、第Ⅰ部での論旨を補強・検証する研究からなる。第一章では、内記局の記録保存機能について、通史的に全面的に検討した。第二章では、『続日本紀』の記事は編纂者により大きな歪曲や捏造が施されているという説と、古代には天皇ごとの実録が編纂され、それがまとめられて『続日本紀』となったという説とを、唐の史書編纂事業とも比較しつつ批判した。第三章では、最近提案された過去の日食を推算する新たな計算方法について、文献史学の立場から検証し、従来の方法を改める必要はないとの結論に到った。

終章「律令国家の国史編纂—国史編纂の意義」では、各章での検討を踏まえて、日本律令国家にとっての国史編纂の意義を述べた。

以上に記したように、古天文学の成果を歴史学に活用した本研究は、特に国史編纂の原史料論を大きく進展させることに成功している。よって本調査委員会は、本論文の提出者が博士（文学）の学位を授与されるに相応しいと認めるものである。